平成２８年（フ）第５０３６号
東京都世田谷区宮坂１丁目11―11―201
債務者　砂塚　智子
1　決定年月日時　平成28年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月13日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月13日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第５０３９号
東京都大田区久が原４－８－１―102、住民票上の住所神奈川県横浜市都筑区大丸10―２―407
債務者　恩田　夏美
1　決定年月日時　平成28年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月13日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月13日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第５０４０号
神奈川県相模原市南区東大沼２丁目１－７ユートピアンハウスＢ103
債務者　正木　康太
1　決定年月日時　平成28年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月13日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月13日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第５０４２号
東京都江戸川区北小岩７丁目28―14―201
債務者　高山　宣子
1　決定年月日時　平成28年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月13日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月13日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第５０４９号
東京都足立区谷中２丁目５―20―304
債務者　潮　　健
1　決定年月日時　平成28年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月13日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月13日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第５０５０号
東京都世田谷区南烏山４丁目２－６―402
債務者　角田　義明
1　決定年月日時　平成28年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月13日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月13日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第３５８号
静岡市葵区沓谷３丁目１番９号
債務者　池田　昭夫
1　決定年月日時　平成28年７月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月13日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月14日午後２時15分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１５号
熊本県球磨郡錦町大字一武598番地２
債務者　濱砂　豊子
1　決定年月日時　平成28年７月14日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月15日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月16日午前10時30分
熊本地方裁判所人吉支部

平成２８年（フ）第４５８号
東京都八王子市富士見町22番12号有馬方
債務者　阿久根絹代
1　決定年月日時　平成28年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月16日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月16日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第６４８号
東京都日野市南平９丁目39番地の７リビエール南平Ｄ―12
債務者　川上　秀子
1　決定年月日時　平成28年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月16日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月16日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第６９号
長崎県佐世保市白岳町98番地、前住所長崎県佐世保市日野町40番地４
債務者　竹原　浩三
1　決定年月日時　平成28年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月16日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月16日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２８年（フ）第２９２号
栃木県下野市文教２丁目３番地18
債務者　六本木　晃
1　決定年月日時　平成28年７月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月19日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月16日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第２９９号
栃木県宇都宮市下栗１丁目12番地７　エトアールマノアⅡ　103号室、前住所栃木県宇都宮市泉が丘１丁目１番11号　レジデンスＴＯＹＯＵＫＥ泉が丘106
債務者　滝田　　満
1　決定年月日時　平成28年７月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月19日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月16日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第４９３１号
東京都品川区八潮５丁目５―23―1108
債務者　黒川　知之
1　決定年月日時　平成28年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月20日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月20日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第５００２号
神奈川県座間市相模が丘６丁目34―３―102　エステ・スクエア小田急相模原　ステージⅢ
債務者　豊田　貞子
1　決定年月日時　平成28年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月20日まで
5　免責審尋期日　平成28年９月20日午後２時
東京地方裁判所民事第20部